

### 建築士紹介窓口

耐震診断・耐震改修等を行う建築士の紹介を希望される場合は、下記のいずれかまでご相談ください。

〔※簡易耐震診断のお申し込みは、建築指導課へ〕  
Tel: 0465-33-1433

■ (一社) 神奈川県建築士事務所協会  
県西支部 事務局 川村 昇  
Tel: 0465-47-4757

■ (一社) 神奈川県建築士会  
小田原地方支部 事務局 猪股 正雄  
Tel: 0465-87-7219



# 明日は我が身！



# 地震から家族を守ろう！

ホームページでは次の内容が確認できます

- 1-1 木造住宅耐震診断費補助金  
・補助金額／補助対象／対象となる診断
- 1-2 木造住宅耐震改修費補助金  
・補助金額／補助対象／対象となる工事
- 2 各種パンフレット  
・補助制度を使って耐震改修！  
・申請等の流れ・必要書類  
・耐震補助事業のよくある質問と回答
- 3-1 耐震診断の手続きに必要な書類の各種様式
- 3-2 耐震改修の手続きに必要な書類の各種様式（設計・改修／除却）
- 3-3 耐震診断・改修の手続きに必要な書類の様式（共通）

木造住宅耐震化推奨訪問事業  
無料で利用できます

小田原市木造住宅耐震診断補助金/耐震改修費補助金

### 簡易耐震診断

『無料』で簡易耐震診断を行います。一般診断、耐震改修や除却工事の参考にご利用ください。

### 耐震診断

一般診断・精密診断

構造計算プログラムによる安全性を「評点」という数値で評価します。耐震改修を行う上で必要な診断です。

### 耐震改修工事

設計・監理/工事

「評点」が1.0以上となるように補強計画を作ります。また、補強計画のとおりにより進められているかチェックを行いながら工事を進めます。

### 除却工事

簡易耐震診断もしくは一般診断で耐震性が不足していた建物を対象に建築物を除却（基礎含む）、整地を行います。



【木造住宅耐震化  
推奨訪問事業】

## 簡易耐震診断

申込期間  
4月上旬から1月末まで

無料

耐震診断に精通した建築士がアドバイザーとして皆様の御自宅を訪問し、『無料』で簡易耐震診断を行います。また、耐震改修工事の方法等、一般的な耐震相談もお受けします。建物周囲と1階を調査し、2～3時間程度で診断が完了します。簡易診断の結果は、後日、小田原市から郵送いたします。

※なお、簡易耐震診断後に各種補助事業の手続きをアドバイザーに依頼（委託）する場合は、別途費用がかかりますのでご注意ください。

**対象** 市内に存在する木造住宅を有する個人（共有の場合を含む。）で、次の1～3のいずれにも該当するもの

- 1 当該住宅が**昭和56年5月31日以前**に建築工事に着手した**一戸建て住宅、長屋又は共同住宅**であること。
- 2 当該住宅が昭和56年6月1日以後に増築又は改築の工事に着手していないものであること。ただし、増築に係る部分の床面積が既存建築物の延べ面積の2分の1以下の場合を除く。
- 3 当該住宅が**地上2階建て以下の木造建築物**であること。ただし、枠組壁工法又はプレハブ工法によるものを除く。

## 【補助事業】耐震診断

一般診断  
精密診断

申請期間  
5月上旬から12月末まで

①高齢者のみで構成され、世帯全員の市民税が非課税の世帯の場合  
→費用の10分の10を補助

上限 **9万円**

②上記以外の世帯及び長屋・共同住宅の場合  
→費用の3分の2を補助

上限 **6万円**

注）長屋・共同住宅は、耐震診断のみ補助対象

**補助対象** 市内に存在する木造住宅を有する個人（共有の場合を含む。）で、次の1～4のいずれにも該当するもの

- 1 当該住宅が**昭和56年5月31日以前**に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した**一戸建て住宅、長屋又は共同住宅**（いずれも店舗等の用途を兼ねるものであって、当該店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であること。
- 2 当該住宅が昭和56年6月1日以後に増築又は改築の工事に着手していないものであること。ただし、増築に係る部分の床面積が既存建築物の延べ面積の2分の1以下の場合を除く。
- 3 当該住宅が**地上2階建て以下の木造建築物**であること。ただし、枠組壁工法又はプレハブ工法によるものを除く。
- 4 所有者が市税を滞納していないこと。

## 【補助事業】耐震改修工事

申請期間  
5月上旬から11月末まで

### 設計・監理

費用の3分の2を補助

上限 **15万円**

+

※工事監理も含む  
※段階的な改修の場合 初回上限10万円

### 改修工事

費用の2分の1を補助

上限 **85万円**

※段階的な改修の場合 初回上限65万円  
※施工の全ての状態を撮影した写真が必要

## 【補助事業】除却工事

申請期間  
5月上旬から11月末まで

①緊急輸送路に面する住宅であり、倒壊時に道路に影響を及ぼすもの  
→費用の2分の1を補助

上限 **45万円**

②防火地域内にある住宅  
→費用の2分の1を補助

上限 **45万円**

NEW  
③空家等  
→費用の2分の1を補助

上限 **45万円**

**補助対象** 市内に存在する木造住宅を有する個人（共有の場合を含む。）で、次の1～6のいずれにも該当するもの

- 1 当該住宅が**昭和56年5月31日以前**に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した**一戸建て住宅**（店舗等の用途を兼ねるものであって、当該店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であること。
- 2 当該住宅が昭和56年6月1日以後に増築又は改築の工事に着手していないものであること。ただし、増築に係る部分の床面積が既存建築物の延べ面積の2分の1以下の場合を除く。
- 3 当該住宅が**地上2階建て以下の木造建築物**であること。ただし、枠組壁工法又はプレハブ工法によるものを除く。
- 4 当該住宅の**耐震診断の評点が1.0未満もしくは地方公共団体が倒壊の危険性があると判断したものであること。**
- 5 次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当するものであること（除却工事の場合に限る）。  
（ア）緊急輸送路に面する住宅であり、倒壊時に道路に影響を及ぼす可能性があること。  
（イ）都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく防火地域内にある住宅であること。  
（ウ）空家等対策支援システムに登録された空家等（長屋又は共同住宅を除く）であること。
- 6 所有者が市税を滞納していないこと。

空家等対策支援システムへの登録の確認は都市政策課へ TEL：0465-33-1307